

尾張北支部

尾張北支部（金田英治支部長）は3月14日（水）午後2時から協会3階会議室で会員24名が参加のもと「法令講習会」を開催しました。

開会の挨拶を金田支部長が述べ、中西隆委員が趣旨説明並びに講師の方の紹介をされました。

講習会は「廃棄物処理法施行令等の改正内容」と題して、愛知県環境部資源循環推進課産業廃棄物グループ主任主査 中根知康氏を講師としてお招きしました。



開会挨拶をする
金田支部長

『水銀に関する廃棄物処理法施行令等の改正内容』では、改正の経緯について時系列に説明があり、産業廃棄物における水銀廃棄物の分類にて、新たに廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物が定義されました。



講演をする愛知県環境部
中根主任主査

廃水銀等に対する新たな必要措置として、保管・積替えにおいて、①飛散、流出又は揮発防止のための措置です。これは密閉の容器に格納しなければいけないとのことです。②高温にさらされないための措置 ③腐食防止措置 がありました。

水銀含有ばいじん等では、業の許可証に取り扱う廃棄物の種類に、水銀含有ばいじん等を記載する、委託契約書の委託した廃棄物の種類に、水銀含有ばいじん等が含まれていることを記載すること等が新たな措置です。

水銀使用製品産業廃棄物では、見落としがちな組込製品例として液晶画面のバックライトを挙げ、型番・品番の確認が必要とのことです。回収の義務付け対象は、スイッチ及びリレー、気圧計、温度計、水銀体温計、水銀式血圧計等があり、液体の金属水銀として入っているものも対象となっており、直接埋立を行ってはいけないとのことです。

法令講習会



水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する対応では、愛知県では水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無について、許可証に記載する方針であるとのことでした。

次に「法令講習会」と題して、愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室主査 佐藤実氏を講師としてお招きしました。



講演をする愛知県環境部
佐藤主査

有害使用済機器に関する制度についてでは、規制の背景として無許可の業者を対象としており、輸出の規制や海外での不適正な処理の予防もあるとのことです。今後の検討課題として、有害使用済機器の保管、処分には規制を設けたが、排出時と収集運搬時には規制がないので、更なる実態把握の上、対策をするべきであるとのことでした。

産業廃棄物処理業者への指導事例では、契約書の処理料金の未記入、二次マニフェストで中間処理産業廃棄物欄の空白、受託者の住所や許可番号の記載漏れ等を挙げました。また現場に関しては、管理者、保管上限量、中間処理能力の未記入、廃棄物が申請通り保管されていないケースとしてコンテナ、フレコンバッグの過剰保管、処理施設の恒常的に稼働していない施設として、選別機が挙げられました。

講演後、質疑応答、謝辞、講評が述べられ講習会は終了しました。